

長崎県消費者被害防止ネットワーク情報

警戒情報

長崎市消費者センターからの情報です。

配信日 平成 27 年 11 月 9 日

マイナンバーに関連した不審電話にご注意！

内容

携帯電話に非通知で電話があり、出ると相手は長崎なまりの男性だった。「マイナンバーの手続きが面倒だから、口座番号を教えてください」と言われたが、怪しいと思い何も言わずに電話を切った。



消費生活センターからのアドバイス

マイナンバー制度の開始に伴い、事例のような不審電話が多発することが考えられます。マイナンバー制度に関して、公的機関が電話で所得・資産の情報や口座番号などの問い合わせをすることはありません。不審な電話があった場合は、話を聞かずに電話を切り、来訪の申し出も断りましょう。マイナンバーは「通知カード（紙製）」により通知されます。また、「通知カード」は住民票の住所に転送不可の簡易書留により世帯単位で送付されます。普通郵便で送付されることはありませんので、公的機関になりすました郵便物にも注意しましょう。

< 不審な電話を受けたらこちら >

消費者ホットライン

局番無し 188(いやや!)

< マイナンバー制度全般のご相談はこちら >

内閣府 マイナンバー専用コールセンター

電話番号 0570 - 20 - 0178



おかしいと思ったら一人で悩まず早めに相談を

長崎県消費生活センター 095 - 824 - 0999

[相談受付時間]平日(月～金曜日)...午前9時～午後5時(12時～13時を除く)

相談 : 市町の相談窓口

長崎市消費者センター
(095 - 829 - 1234)

佐世保市消費生活センター
(0956 - 22 - 2591)

島原市消費生活センター
(0957 - 62 - 9100)

諫早市消費生活センター
(0957 - 22 - 3113)

大村市消費生活センター
(0957 52 9999)

平戸市消費生活センター
(0950 22 4222)

壱岐市消費生活センター
(0920 - 48 - 1111)

松浦市消費生活センター
(0956 - 72 - 1861)

対馬市消費生活相談所
(0920 - 52 - 8322)

五島市消費生活センター
(0959 - 72 - 6144)

西海市消費生活センター
(0959 - 37 - 0145)

雲仙市消費生活センター
(0957 38 - 7830)

南島原市消費生活センター
(0957 - 82 - 3010)

他各市町相談窓口